再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

	太陽光		風力		水力		地熱		バイオマス (2万 k w未満)	
出力規模	1,000 k w 未満	1,000 k w 以上	20 k w 未満	20 k w 以上	5,000 k w 未満	5,000 k w 以上	1,000 k w 未満	1,000 k w 以上	1万 k w 未満	1万 k w 以上
特例割合	2/3	3/4	3/4	2/3	1/2	2/3	2/3	1/2	1/2	2/3
適用要件	平成30年4月1日から令和2年3月31日までに取得した設備									
適用期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から最初の3年間									
添付書類	・補助事業者補助金が確定わかる書類の ・出力規模が 資料(仕様書等))写し ぶ確認できる	経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し							
	課税標準特例該当資産明細合計表									